

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊岩見沢駐屯地  
第345会計隊岩見沢派遣隊長 大久保 信吾

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4LWN1AA02160		43421A00047 0001					
品名 または 件名							
レバーホイスト ほか10件							
部品番号 または 規格							
EA988D-3							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
12.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
岩見沢駐屯地				4科鈴木2曹(541)			
搬入場所				納 期 または 工 期			
1号隊舎2F				令和7年3月31日(月)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年3月13日(木)13時00分 岩見沢駐屯地 幹部食堂

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

オ 「暴力団排除に関する誓約条項」に基づいた誓約に虚偽又は違反した場合

カ 全省庁統一資格申請において、第2項「競争参加資格」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者

### (2) 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

ア 駐屯地標準契約書「物品売買契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

イ 陸上自衛隊岩見沢駐屯地 第345会計隊岩見沢派遣隊 契約班

ウ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/index/html>

### (3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

イ 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の違約金として徴収する。）

- (4) 入札の無効
- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札
  - イ 入札に関する条項に違反した入札
  - ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札
  - エ 入札開始時間に遅れた者による入札
  - オ 電報・電話・FAXによる入札
  - カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
  - キ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札書（入札及び契約心得参照）
- (5) 入札書の提出
- 郵便による入札は、令和7年3月12日17時00分まで岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊契約班へ必着としその際は「郵便入札」の送達確認をすること。また、封筒には必ず「レバーホイストほか 入札書在中」と明記し、資格審査結果通知書（写）を入札書とは別の封筒に封入し提出すること。
- (6) 契約書の作成
- 落札者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (7) 落札決定方式
- 総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (8) 再度入札
- 再度入札を行う場合は、直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は官側の指定する日時に執行する。
- (9) その他
- ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
  - イ 代理人をもって参加する場合は、委任状を提出すること。
  - ウ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。
  - エ 入札書には、消費税抜きの金額を記載すること。
  - オ 同等品入札については他社製品を含む同等品以上の製品を可とする。なお、同等品確認依頼書を3月10日17時までに第345会計隊岩見沢派遣隊契約班に提出又はFAXにて送付すること。
  - カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約所等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約致します。」と記載すること。
- (10) 入札及び仕様に関する事項の問い合わせ先
- 入札及び仕様に関する事項  
陸上自衛隊岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊（担当：武田）  
TEL 0126-22-1001（内線352）（FAX348）
- (11) 公告掲示場所及び掲示期間
- ア 掲示場所：岩見沢、美唄、滝川各駐屯地会計隊  
北部方面会計隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index/html>）
  - イ 掲示期間：令和7年3月3日～令和7年3月13日

品目等内訳書

契約実施計画番号		4LWN1AA02160													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄		納地		指定		
			品名						使用期限等		引渡場所		検査		
			部品番号 または 規格						グループ		搬入場所		包装		
			使用器材名		仕様書番号						納期				
1	43421A00047	0001			EA	12.00						岩見沢駐屯地			
	レバーホイス		EA988D-3									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
2	43421A00047	0002			EA	4.00						岩見沢駐屯地			
	運搬車		EA520B-62									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
3	43421A00047	0003			EA	7.00						岩見沢駐屯地			
	平ゴムロープ		EA628WL-100									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
4	43421A00047	0004			EA	7.00						岩見沢駐屯地			
	ゴムマット		EA997RA-63									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
5	43421A00047	0005			EA	4.00						岩見沢駐屯地			
	ワイヤークリップ		EA988ZA-2									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
6	43421A00047	0006			PC	2.00						岩見沢駐屯地			
	ナイロンスリング		EA981CC-2A									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
7	43421A00047	0007			EA	5.00						岩見沢駐屯地			
	ハードケース		EA927-276									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
8	43421A00047	0008			EA	5.00						岩見沢駐屯地			
	ハードケース		EA927-277									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
9	43421A00047	0009			EA	42.00						岩見沢駐屯地			
	タイヤストッパー 10t車以下		EA984VA-52									4科鈴木2曹(541)			
												1号隊舎2F			
												令和7年3月31日			



装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。  
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。